



◆ゴルフ場利用約款◆

大宮カントリークラブ
令和4年6月1日改訂

約款の適用

第1条 当ゴルフ場を利用される方（メンバー・ゲストを問わず）は、本約款に従ってご利用いただく事とします。

利用約款の成立

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、本約款を承認のうえ当日フロント（セルフデー及び早朝ゴルフはコース内スタート小屋）において所定の受付手続きを行ってください。それにより当ゴルフ場は、受付者の施設利用をお引き受けすることになります。

利用の拒絶

第3条 当ゴルフ場は次の場合、ご利用をお断りする事があります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. 天候、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
3. 予約（申込）者、紹介者、利用者又は同伴者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業ほか反社会的団体（以下「暴力団等反社会勢力」という）に、所属又は関与している者と認められるとき。
4. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
5. 偽名又は他人名義で利用契約をしたとき。
6. 利用者が暴力行為を行うおそれがあると当ゴルフ場が判断したとき。
7. 当ゴルフ場の最低利用年齢を小学生以上（6歳以上）とし、小学生及び中学生で保護者の同伴のない場合や高校生で普通運転免許を持たない者のみでの利用のとき。
8. その他の理由で当ゴルフ場を利用されることが好ましくないと判断されるとき。

休業日、開場時間等

第4条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間及び食堂、浴場等の利用時間・最終スタート時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

利用継続の拒絶

第5条 当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りします。

1. 天災、その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
2. 予約（申込）者、紹介者、利用者又は同伴者が、暴力団等反社会的勢力に所属又は関与している者と判明したとき。
3. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。
4. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとゴルフ場が判断したとき。
5. 刺青・タトゥー（それと見られるペイントシールも含む）を露出されている方並びに刺青・タトゥー（それと見られるペイントシールも含む）のある方の浴室利用。
6. ゴルフ技術が著しく低く、またはプレーが極端に遅い理由により、他の利用者及びコース管理業務等に迷惑が掛かるとゴルフ場が判断したとき。
7. その他本約款に違反したとき。

高価品

第6条 金銭その他の高価品は、貴重品専用ロッカーにお預けください。お預け頂かない限りロッカー、浴室、駐車場、コース等施設内で、盗難、滅失や毀損等の事故があっても責任を負いません。利用上の注意を確認の上、各自の責任において施錠保管してください。尚、貴重品専用ロッカーキーを、紛失した場合も責任を負いません。

宅配便

第7条 宅配によるゴルフクラブ、バッグ、シューズケース等のお取次は致しますが、当ゴルフ場はあくまでもお客様を代行して行うものとし、受諾中の物品の紛失や損傷等の責任は負いません。

携帯品、自動車

第8条 携帯品及び場所を提供している駐車場の自動車及び車内の盗難・事故・損傷については責任を負いません。

遺失物の取扱い

第9条 遺失物は、当ゴルフ場で発見の日から3カ月間（飲食類など保管が出来ないと判断したものは3カ月間を待たずに処分いたします）お預かりします。発見3カ月経過後、ご本人より連絡がない場合、当ゴルフ場で処分いたします。

危険防止とエチケット、マナーの厳守

第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、同伴プレーヤーのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

乗用カートの利用

第11条 乗用カートの利用については、乗用カート利用約款を厳守してください。利用者の乗用カート利用によ

り生じた事故に対しましては、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。また故意又は過失によりカート事故が発生した場合は、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

ティーインググラウンドにおける素振り

第12条 素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では、なさらないで下さい。プレーヤーはみだりにティーインググラウンドに立ち入らないで下さい。

飛距離の確認

第13条 先行組に対しては、後続組の打者は同伴プレーヤーのアドバイス如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。

打者の前方には出ないこと

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

隣接ホールへの打ち込み

第15条 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですからプレーヤーは自分の飛距離や飛行方向について適切に判断して、慎重に打球して下さい。また隣接ホールに打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに必ず合図して邪魔にならないように球を回収し、縞杭（黄と黒）で標示された境界内に戻してプレーを再開してください。その際は自分の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

退避及び退避所

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終るまで、安全な場所に退避して下さい。退避所の設けてあるホールでは後続組が打ち終るまで必ず退避所内に退避して下さい。

ホールアウト後の退去

第17条 ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールに進んで下さい。

雷鳴のあった場合

第18条 雷鳴があつて落雷の恐れがあると認められる場合には、当ゴルフ場もしくは当ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらず直ちにプレーを中止し、避難場所等安全と思われる場所に退避してください。

火気使用の禁止

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

違背の場合の責任

第20条 利用者がこの利用約款に違反して、第三者に傷害等の事故を発生させた場合または、自分が違反して傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

ゴルフクラブの管理保全

第21条 ゴルフクラブの管理は、利用者の責任において管理保全して下さい。クラブの紛失、破損等について、当ゴルフ場は責任を負いません。また、利用者がプレーを終了した際にはクラブを点検し、間違いがないか確認してください。クラブの本数不足、損害について当ゴルフ場では責任を負いません。

施設に損害を与えた場合

第22条 利用者の故意または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

施設内への持込品

第23条 施設内に下記のものを持込むことをお断りいたします。

1. ペット等の動物類（特に許可する場合を除く）
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの
6. その他、法に違反するもの

行為の禁止

第24条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可する場合を除く）
3. 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合を除く）
4. 他人に迷惑を及ぼし又不快感を与える行為

個人情報に関して

第25条 当ゴルフ場は、予約時に電話・FAX・インターネットで入手した個人情報、並びにプレー当日に所定の手続きにて受付いただいた個人情報を、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り安全に管理いたします。当ゴルフ場では、予約及びご利用いただいたお客様に対し、当ゴルフ場の営業案内等各種案内を、郵便、FAX、メール等で案内する場合があります。また、お客様の個人情報は、警察機関との協約に基づき警察機関の身分照会に利用させていただく場合があります。

以上